

参議院地方行政委員会會議録第二十六号

昭和二十九年四月二十三日(金曜日)午
前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
委員 伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
長谷山行毅君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
笹森 順造君
加瀬 完君

同務大臣 塚田十一郎君
政府委員 自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
運輸省自動車局長 中村 豊君

事務局側 常任委員 伊藤 清君
会専門員 運輸省港灣局倉庫課長 向井 重郷君

説明員 運輸省港灣局倉庫課長 向井 重郷君

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長の報告

○委員長(内村清次君) 地方行政委員会を開会いたしました。

地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。地方税法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員長から申入れが来ておりますから、それを先ず朗読いたします。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の修正に關し申入

る法律案の修正に關し申入
標記法律案について当委員会においては昨日附則第六項(地方税法の一部改正)を削除修正議決しました。その趣旨は、同項の不動態取得税減免に關する規定は地方税法案が未だ貴委員会において審議中であり、そのことを避ける為であります。然し乍ら同項の規定そのものは住宅政策上若くは耐火建築の促進上緊要なるものでありますので、貴委員会において地方税法中にこれを取入れられるよう然るべき御措置方格別の御配意を相煩わたくここに申入れます。

昭和二十九年四月二十日
建設委員長 深川タマエ
地方行政委員長 内村清次殿
それからこれは各委員のかたへに配付してありますが、昭和二十九年三月二十九日付で参議院の農林委員会から、これは委員長宛に來た書面でございますが、地方税法の一部を改正する法律案の修正等に関する申入、この申入の各条項につきましては省略いたし

まして、お手許に配付されましたこの申入書を御参考の上に御審議のほどを委員長からお願ひを申上げておきます。以上で報告は終了いたします。

同法案の審議でございますが、政府の提案理由と補足説明だけは終つておりますが、あと總括質問から入りましようか、どうしましようか、その点御意見ございませうか。

○若木勝蔵君 やはりこれはですね、今度の地方税法の改正は、これは相當の、政府としても五つの基本方針をきめてやつておられますので、それらに關連しますから、總括質問から入つて、そういう根本問題を先にいへう、聞いたほうがいいのじやないかと思ひます。

○委員長(内村清次君) よろしくございませうか、それで……(結構ですね)と呼ぶ者あり、それでは總括質問から入ることにいたします。それでは委員の質問を伺うことにいたします。

○若木勝蔵君 私、今度の税法を改正したところの基本方針について二、三伺いたいと思つております。

先ず第一に、政府としては基本方針をいたしまして、地方の財源の充実を図るといふうな問題があるのございませうが、これにつきましては、政府がどういふうな一つの考えからこの財源の充実を、いわゆる地方財源の充実を図つて行くか、この点について私は伺いたいのでございます。と言ひますのは、ま

あ地方自治法の一部改正はまだ提案されておられませんが、かねて我々も新聞、或いはそういうもので知つておる点では、塚田長官を初めとして何か地方制度といふうなものを、知事の官選論なども言われておる通りであります。そういう一つの国のいわゆる出先機関化する方向に進むように伝えられておるのではありませんか、そういうふうな態度で行けば、この地方の財源の充実といふことは、考えようによつては國の出先機関を充実するためにいわゆるこの地方の財源を充実すると、こういうふうにもとられるのであります。本當に地方の財源を充実して行くといふことの考え方として、私はやはり地方自治を育成するといふふうなときにおいて初めてそういうことが言われるのであるし、それに対するところの方法も、税の課し方であるとか、そういうふうなことに對しては、考え方が違つて来るんじゃないか、私は現在の政府の地方自治に對する考え方と、それから示されたところの税法の改正から考えて行けば、そこにも矛盾があるように、こういうふうな思ひであります。

持つていなければならぬということも當然な帰結として出て参るのであります。まして、そういう考え方と問題を見ておるわけでありませう。

今度の改正は、いろいろ地方制度そのもののあり方について検討を加えなければならぬ面があるとは思つておりますけれども、併しこれはなか／＼大問題でありませうし、そういうことは頭に置くといふことでなしに、今度の改正はどこまでも現在の地方制度そのものを前提として、そのところの財政基盤を充実するといふ考え方に則つてやつておるわけでありませう。

それではこの將來の地方制度のあり方といふものはどういふ工合に出て来るのかといふことであります。私はいろいろ／＼にこうやつて見た上で地方自治は育成しなければならぬけれども、その育成しなければならぬ地方自治といふものが、今までの形のまゝの地方自治といふものであるかどうかといふことについては、ここ戦後数年間やつてみた実績に照して見て、もう少し検討してみたい然るべき問題があるのじやないかと、こう感じておるわけでありませう。繰返して申し上げますが、まだそれはその程度の考え方でありませうので、今度の改正法におきましては、現在の点では地方自治団体といふもの、地方自治機構といふものを前提にしてこの財源基盤を充実して行くといふ構想で考えております。

○若木勝蔵君 そうしますといふと、現在の制度に則つてそうして地方の財

源を充実にしていくことになりま
すれば、やはり地方自治というふうな
ことが本體になつて参るわけですね。
国のまあ出先機関というふうな府県
が、そういう形ではなしにどうしても
府県自体に主體をおいて行かなければ
ならぬ。そういう点から考えてみまし
て、地方財源の充実にいうふうなこと
よりも、現在とられておるところの地
方制度がややその国の出先機関化して
おる。全くこれは国の事務の七、八割
もこれをやつておる。そういうふうな
になりますれば、この財源の充実にい
ふふうなことも、むしろそういうふう
なないわゆる制度のですね、政院とい
うふうなものを、いわゆる地方自治を
本當にやられるような形に直して行く
のが私は重要ではないかと思ひます。
その点どういふふうにお考えになりま
すか。

○國務大臣(塚田十一郎君) この点は、
この地方自治というもののについての
あり方の、考え方の基本の問題にな
ると思ひますが、私は今のこの府県と
いう地方自治団体がかなり国の仕事を
たくさんやるといふ形になつておる
と、又それからして市町村でも少し大
きなものは結局まあ府県とどつちつか
ずという形になつておる。むしろ市町
村にやらして府県というものがなくて
もいいというやうな形のところまで大
きく市町村というものが育つて来てお
るといふものもあるというやうな状態
を考えてみるときに、いつでもこのど
うも二段階に自治団体があるというこ
とに無駄があるのではないかという考
え方も持つておるわけです。ですから
して、どういふことに結局結論がなり
ますか、お尋ねに對する答弁がどうい

う工合に申上げたらいのか、とにか
く私といたしまして、今度の改革では
とにかく現在の自治団体を頭に置いて
は考えておりますけれども、私の考え
るやうに市町村自治団体というものが
育つて来るならば、私は自治団体とい
うものは市町村というものが自治団体
であるという解釈で、府県というもの
がその場合にはどういふ形にして残り
ますか。国の出先機関という形になつ
ても、十分自治の育成というものの本
旨にも適い、自治制度の破壊というこ
となしに中央地方を通じたすつきりし
た簡素な行政機構というものが出て来
るのではないか、こういうまあ考え方
をいたしておるわけでありま。

○若木勝蔵君 私はこういうふうと思
うのです。今地方の財源を充実にして
くといふことは、現在において国の事
務を大市に負つておるところの府県に
對してこれを移譲すると同時に、財源
を充実にして行くというその両様相得つ
た形で行わなければならぬ。こう思
つておいて、そして地方に負担をか
けてその財源を充実にして行くといふ
ことになれば、これはおかしいものにな
るではないか。この点を聞いておるわ
けです。

○國務大臣(塚田十一郎君) 移譲して
といふのはどういふお氣持でしよう
か。要するに今国の事務である、国の
事務であるが、府県に一つやつてもら
つておるといふことになつておるの
ですが、そうでなしにそれをこういふ国
の事務でなく自治団体の事務にする、
こういうお考えでありますか。
○若木勝蔵君 それに伴い地方の財源
を充実にされて来れば、地方自治の育成

になる。こう考えられる。

○國務大臣(塚田十一郎君) 現在委任
しております、委任して府県地方自治
団体をやつてもらつております仕事
は、地方自治団体の事務という概念に
し、従つてそういうものを固有の自治
団体の事務という概念にし、委任を受
けている事務を処理するに必要な財源
というのでなしに、固有の事務を処理
するに必要な財源というところで財政措
置を考へるという考え方もあると思
ひますが、それにいたしまして
も、私は市町村というものが、府
県というものがあつて、そういう工合
になければならぬといふことではな
いのではないだらうか。やつぱり行政
機構としては中央地方を通じての簡素
な機構というものは、自治団体は一段
階でそのところで整理できる性質の
もの、本来の自治団体にふさわしいも
の、若しくは相當自治団体が大きくな
つて来れば、今まで或る程度国でやつ
ておつたものも任せられるものも出て
来るかも知れませんが、まあ自治団体
の段階に應じて任せる事務というもの
をおのずからそこに規定して来て、そ
れに應じた財源措置をして行くといふ
ことではないのではないだらうかといふ
感じを私は持つておるわけです。

○秋山長造君 ちよつと関連して。長
官のお話を聞いておりますと、やはり
今の地方制度というものの對して相當
批判を持つておられる。この府県と市
町村の二段階ということには無理があ
る。何とか遠からざるうちにこれを改
めたいという御意見のようです。そう
いふお考えでやつておられながら、他
方においては今回の税制改革のこの五
大方針の一つとして、この住民の負担

分任というやうな建前から道府県民税
を新たに起される。而もそれも本来長
官がよつて以て最も基本的な自治団体
だとおつしやつておる市町村民税の中
から、その反対を切つて百七十億と
いふものを道府県民税に吸い上げると
いう行き方は全然これは矛盾してお
るのではないかと思ひます。その
点どう考えておられますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは最
初にも申し上げたやうに、まあ考え
ておることは、今申し上げたやうに、私
は市町村自治団体というものの一段階
でむしろこれを育成して、県という中
間段階というものが自然に消滅するよ
うにしたらという感じでおるのであり
ますが、なか／＼これは大問題であり
ますし、その場合の構想自体だつて私
に今こういう構想というやうに考えが
あるわけでもないであります。ま
あそんなやうな意味もあるものではな
い、今度の税制の改革というものはど
こまでも現在の機構を頭に置いてお
るのでありまして、現在の機構の上で
府県というもの、やはり自治団体と
して性格があるものでありますから、そ
れに必要な財源を求めます。それで府
県に必要な財源をどこから持つて来る
かといふと、やはり府県の税源として
こういうものが適當であるかといふ問
題と、それからして市町村、府県を通
じて、そういう性格の自治団体の税源
として必要なものをどういふ工合に配
分するかといふ問題に帰結すると思
つておるわけで、まあ市町村から取
つたといふことはまさにその通りであ
りますけれども、ただ取りつばなしにし
たといふ意味でなしに、それだけ市町
村から来たものは他の面で市町村の分

はカバーして、そして市町村は市町
村として一応策定された財政計画の基
盤に立つて必要な財源というものを確
保しておる形でありまして、私はこ
の形がよいのじやないだらうか、こ
ういふ考えをいたしておるわけであり
ます。

○秋山長造君 長官のおつしやるのは
まあ一応筋が通るやうな形にはなつて
おるのです。といふのは、まあ府県の
性格を變えろとか變えぬとかいふ問題
は將來の問題として、現在の現行法
下ではやはり府県が完全自治団体だ
から、住民税の原則に立つて道府県民
税を創設するといふことも間違つては
いないといふ御説明はその通りだと思
ふ。併しそれにしても、これは至極形
式的な御説明に過ぎないと思ひます。
つて、現状はそうあるにしても、現状
そのものを自治庁長官がよくないもの
と認めておられるのです。そして又早
晩これを根本的に何らかの形に切替
えたいといふお考えを包蔵しておられ
る。でありますからして、そういう際
に特に市町村民税の中から百七十億
をわざ／＼反対を切つて吸い上げ、
そうして特別に負担分任といふやうな
ことを強調して、道府県民税を新たに
ここで創設するといふことは非常に無
理があり、又自治庁自身とこまで確
固たる信念を持つて、自信を持つてそ
ういふ措置をおやりになれるかどうか、
私は恐らく自信はないと思ひます。
今成るほど制度は形式的には府県も自
治体だといふことになつておるとおつ
しやるけれども、併しそれはもう現在
にしても實質的には、早晩は形式的に
おいても府県というものは自治体じや
なくなそうといふ方針で行つておられ

たから頂いており、私も不用意かなと感ずることもあるし、併し又お尋ねがあれば率直に感じておることを私はこう思いますと申上げて。皆様がたにも一緒にお考え願つたほうがむしろ私は自治庁長官の立場としてもいいのではないかという感じもいたしておるのであります、これは不用意であるというお叱りがあるならば、お叱りは慎んで承わつておくわけでございますけれども、併し私は本当に考えて、今のような制度で果していいだろうかというこ

とに非常な疑惑を持つわけでありま
す。殊にいろ／＼さつきから問題にな
つております稥制度、財政制度の改革
というものは、私は地方団体の機構の
あり方というものの、これはもう府県と
いうものが完全に自治団体にこのまま
推移して行くか、或いは又別の形にな
るということは別にいたしまして、
やはり充實しておくということのほう
がよいのではないかというまあ感じも
しないことではないわけなのでありま
して、まあかた／＼こういうような積
置になつたと御了承頂きたいと思うわ
けであります。

○秋山長造君　そういたしますと、今度の税制改革案というものは、自治庁長官として、まあ塚田長官自身としては、これは確信を持つて出しておられる案じゃないですね。これはまあちよつと、取りあえずこれを出しておくという程度なんですか。確信を持つておられるのですか、これは。

○國務大臣(塚田十一郎君)　これは今の段階では確信を持つておる案であつて、更にこれよりもつと確信の持てるようなものが考えられるのではないかという感じを持つておるわけです。

○若木勝藏君 今の問題は極めて私重要な問題だと思ふのです。確信を持つておるということになれば、いよく私はあなたの今度の税制の改革に對しての考え方というものは見通されるのだ。というのは、この改正の態形をずっと考へて見ますと、これはどうして府県というふうなものを国の出先機関というものにするという、いわゆる自治体というものから離れて行こうという傾向が税の体系から見える。それを一つ具体的に申上げてみるならば、先ず大体こういうふうな構想ができてくるのじやないか。府県民税を創設して、そうしてまあ町村民税の一部をこれを吸収する、吸い上げる。そのためにまあたばこの消費税を設けてやる、これが一つの考え方です。次は財政需要に對するところの財政収入の不足の分を交付税制度で以てこれをカバーして行く。これは従来の交付金制度に替へてしたものであらうと思ふ。第三番には、今度は入場税を国税に移管して、その九割を人口に按分して還元してやる、こういう形になるわけです。

本當に私は地方自治の育成といううな立場に立つたならば、これは恐らく今三つ言つた中の一つでいいじやないか。いわゆる交付税、私は交付税には反對なんです、けれども、まああなたのとられた方法の三つのうちの交付税制度によつて地方の財政収入の不足分をカバーして行くということだけで事は済むのじやないか。いわゆるそういううな行き方は在来の行き方であつて、不足分に對しては平衡交付金を交付して、そうしてこれによつて賄ひをさせて行く、この方法だけでいいじやないか。まあ一番の府県民税の創設のため

にはこういう替り財源を与えることは、これはいいじやないかという考へもあるかも知れないけれども、三番目の入場税を国税に移管して、その九割を人口に按分してやるなんということは、これは全く地方の財源の枠内で以て操作することであつて、まあ地方から言つたら、国が要らないお厄介をしておるのではないか、こういううなことをあえてしなければならぬところ、この地方自治というものを国の一つの統制に持つて行こう、国家の統制を強くして行こうという考え方だ、いわゆるあなたの知事官選論から推して行けばこういうことが言ひ得るのじやないか、こういうふうには考へるのですが、その点はどうなんですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) なか／＼穿つた御解釈があるものだと思つて伺つておつたのですが、私の感じではちつともそういう感じが出ておらんのでありまして、私は今度の地方財政の制度をどういう工合にするかということでは、まあ独立財源を成るべく余計確保したいということが最大の主眼でありまして、その場合には要するに税として成るべく地方に余計に税源を与えるということもあるわけでありまして、従つてその考え方から行けば、交付税を殖やすという制度は逆行する考え方でありまして、これは余りとらないので、成るべく独自の税源で行く。入場税をなぜ国へ持つて行つたのだということでありまして、独自の財源が欲しいのでありますが、いろいろ考へてみてどの税もどの税も大体みな偏在をする。同じところに偏在をする。そうして成るべく独自の税源を市町村自治団体に余計にやつて、而もみ

なそれが偏在するという形でありまして、今考へておりますように、今の地方制度の基本的な一つの考え方になつておりますやうな、富裕な県と貧弱な県とやう大きな差を付けさせないでやつて行くという考え方、つまり富裕な県と貧弱な県との間の財源調整をして行くという考へです。それに更に加へて行きますと、偏在するものをそのままにしておいて、交付税制度だけで調整をして行くということになる。これは交付税というものが非常にたくさん要するということになるわけですが、別な面で国民負担が殖えるということになるわけでありまして、そこで国民負担の面と考へ合せて独立財源が欲しいが、従つて交付税を余り殖やさない。独立財源だけで行けばやうな工合にたくさんさんの金を持つて行かなければ地方の調整ができないというやうな、いろいろ異つた矛盾する要請の調和をどうとしたところ、この考へ方が出て参つたので、入場税を国に持つて来たのはどこまでも、いつも申上げるやうに、その偏在を殖える数多くのものの中からその一部分を偏在は正のために使おうという感じで、こういう措置になつたわけで、勿論入場税の偏在の形は、その後国会の修正によつて私どもが当初意圖した形とは大分變つて来たが、少くとも政府原案の意圖しておつたところは今申上げたやうな考え方であつたわけでありまして。

○若木勝藏君 まあ入場税の移管というやうなことに對しては、私は先ほどのやうに國にこういうふうなものを取上げて、そして小遣いをくれてやる、こういうふうな形に行くのであつて、

これは何と言つても地方の自治ということよりも、むしろ國のほうを主体にしてそれに統制して行こうというやうな形が強いのではないか、こう思われるのでありますが、それに對して長官は、いやそれはそういう意味じやない、それは穿つた解釈であつて、それはむしろ偏在は正である、こういうやうなことを御答弁になつたのでありますが、そうしますと、偏在は正ということに對する又考へ方が私は一つある。これはこの間の大蔵との連合委員会でも申上げたのでありますが、偏在しておることが私は當然のことであつて、本當に各地方団体が独立財源で以て自分たちのいわゆる運営を進めて行くということになれば、當然これは認めてやらなければならぬことではないか。従つて財源の乏しい方面に對しては國が面倒をみてやつたならば、おの／＼の団体が十分な施設とか、そういう方面に個性を發揮して、文化の方面でも、交通の方面でも、互いに伸びて行くところの途がはつきりして来るのじやないか。その枠内においてそれを高いほうから低いほうに流して行くということになれば、一応は偏在の形は是正されるやうな形であるけれども、伸びて行くところのものを頭を押えて、そうしてその方面からいわゆる乏しい方面にそれを助けてやる、こういうことに結果がなるのであつて、これは私としては國の立場として、おの／＼の地方団体を伸ばしてやるという立場に立つておらないものである。お互いに背比べをしてみて、何ら一つの地方団体のうまみというやうなもの、個性というものは發揮され

ない。これは地方自治の育成という方面から非常に私は考へなければならぬ。そういうことを考へて来て、ただ単に地方の財政のこの調整であるというふうな考へられることは、私は根本問題として狂いがあるのじやないか。そこに又私先ほどから申上げておるところの長官の地方自治に對する根本的な考へ方が私と違ふのじやないかと思ふのでありますが、どうでしょう、その点は。

○國務大臣(塚田十一郎君) この前の合同委員会連合委員会の際にもやはりお尋ねがあつてお答えしたところで、私も基本の考え方としては區別がある。能力に違ひがあるな能力に違ひがあるままに育てて行くという考へ方を持つてゐるのであります。この点はむしろ私どもの立場からはそういう考へ方が出て来るのであつて、若木さんのほうの立場からは、個人の場合においても或る程度は均して行く、地方団体に對しても或る程度均して行くという勿論お立場があるのじやないかと考へておるのであります。

○若木勝藏君 そんな抽象的な考へ方は持つていない。

○國務大臣(塚田十一郎君) そこで或る程度偏在はしているのが正しいと思ひますけれども、偏在をそのまま最高度に、これはまあい／＼な税源を組合せて参りますと、税源自体で以て偏在しないやうに組合せができて、私は一番自分の考へる独立財源が偏在しないので、そしてどの団体も或る程度の仕事ができるという形になるのであります。残念ながら考へられる地方の税源はみんな同じやうに偏在をす

る。そして非常に偏在の激しい部分をそのままに放つて置いて、或る程度貧弱団体も仕事をさせようということになると、さつき申し上げましたように非常にたくさん交付税を国が支出しなければならぬから、それでは国民負担が堪えられないというので、基本の考え方としては偏在は認める考え方であり、それが別の面の要素を、少し考え方を加えて、若干偏在を正して行つたという考え方に今度の改革案はなつておるわけであります。入場税それから事業税、大きな固定資産税なんかはそれらの点が今度の改革で目立つておるものと思ひます。併しこれらの措置をいたしましても現実には依然として偏在というものは相当程度まだ残つておると思ひますし、私も又残つておるものが正しいと、こういう考え方をしておるわけであります。

○若木勝蔵君 偏在は正ということ、は、長官の言われることはよくわかるのですけれども、私はその枠内で以てやらせるということに異議がある、これは。国が一銭も出さないで、そしてお前たちの間で以てやれという行き方については異議がある。私の考え方としては、国が十分そこに金を出して伸び得ないものに對してこれを補助して伸ばしてやるのが根本的な立場じやないか、地方自治の育成ということには、それをやらすして、そしてお互いにお前たちの中でやれということになれば、私は伸び方も又少いだらうし、政府の考え方としても地方自治のほうから見たならば、十分な成果を期待することができない、こう考えるが、この点はどうでしょうか。

○國務大臣(塚田十一郎君) この点は、

若木委員のお話を伺つておりますと、国と地方というものを全く截然と區別して、利害相容れない団体、立場であるというふうな概念がなつていて、じやないかと思ふのであります。併し私の感じ私感ではどつちに入つて行つても国民の懐ろから出るものは一つのものなのでありますからして、その一つの国民の懐ろから出るものを性格に従つて一部分は地方へ行く、一部分は国に行く、又国に行つた部分も或る程度帰つて来る、そして国民の懐ろから出るものは最小限で食い止められて、国も地方も或る程度の仕事ができる行く。こういう形に考へて行くのでなければ、私は正しくないのじやないか。とにかく地方が非常に困るからそれは国が面倒みればいいじやないかといつても、国が限りなく自分で財源を捻り出せるわけじやない。やはり国民に面倒をかけるのでありますから、国民負担を考へると或る程度の調整というものは、地方団体の財源として国がきめたものの内部からでもこれは按配して頂かなければならぬ部分が出て来ると思ふのであります。

○若木勝蔵君 その点は、長官はそういうふうな言われまされども、私はそういうことによつてこれは地方自治というものは中央集権化されて行くところの一つのレールに乗つて行くじやないかというのを心配するのです。現に地方財政というふうなもの、は、今の國の予算に縛られておる点が私は十分考えられる。そういうこととこれは一様な一つの考え方に立つて来ておるんじやないか、こう思ふのであります。地方としては、今度の地方財政計画としては従来の平衡交付金に比

べて交付税というものは非常に少なくなつております。こういうふうな点を考へてみますと、どうしても國ではこの面倒をみないで、そうしてお前たちだけでやれ、そうして財政のほうではこれを縛つて行く、こういうことになる、どう考へても國に主体があつてそれで以て統制して行くという形に見えて来る。交付税をたつぷりやるということになるとこれ又考へ方が違つて来る。併し従来行われておつたところの平衡交付金よりは遙かに少くなつておるといふ点からみまされば、私の先ほどから質問しました点がはつきりされるんじやないかと思ひます。これはどうでしょうか。

○國務大臣(塚田十一郎君) この点は私は全然逆を考へておるのであります。私は交付税が少くなつたということとは、独自の財源が多くなつたということになると思ふのであります。又地方の財政制度というのからすれば、独自の財源が余計になるということのほうに地方が縛られておる。本當に國に地方が縛られておる縛られておると言ひますけれども、地方の税率をどうするかというところは、直接にはこれは國の財政の要請から縛られるということでは私はないと思ふのであります。例えばまあ府県民税、市町村民税を通じて相当税率を上げる、そうして所得税を下げる、そういうことになればこのところで関連はありますけれども、併しそういうことを一応別に考へますならば、私は府県民税、市町村民税を税率を上げて行くということでは考へられないことはないものでありますけれども、ただ税率を上げるときに国民負担がどうなるかということを考

えるからして、この税率も或る程度で押える、こういうことに私はなると思ふのです。従つて府県民税、市町村民税の税率若しくは固定資産税の税率というものがどこで押えられるかということとは、國の財政要請から来るというよりも、むしろ国民負担をどの程度で押えなかりやないかというところから来るのであります。私はそんなに独立税源が地方にだん／＼増えて来るという場合には、國の財政状態のため地方の財政状態が抑えられておるといふ感じでものをを見るのは間違ひじやないだらうか、私はこういふふうにしておるわけであります。

○若木勝蔵君 偏在は正の問題について話が入つて行つたのであります。現在においていへば、政府が認めておる財源の偏在というところは、数字的にどういふふうになりますか。事務当局から……、資料が渡つておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 資料は、偏在としてはまだ出しておりませんが、いすれ急いで出したいと思ひます。總額に見ますと、府県民税におきましては税額のうち二割余りのものがいわゆる超過額ということになつております。市町村の場合には一割余りだと思ひますが、これもあとで正確な資料でお答えしたいと思ひます。

○委員(内村清次君) それでは只今小林委員のほうで、運輸省の中村自動車局長、向井總務課長に質疑があるそうですから、取上げたいと思ひます。

○小林武治君 私は自動車局長に伺つておきたいのであります。自動車の税金のこと、バスとハイヤー並びにトラック輸送、この点につきまして、このたびの改正案では、一方は外形標準課税をそのままにし、一方はこれを外したと、こういうことになつておりますが、これについて運輸行政の面からはやはりさうなことがよろしいか、どういふ意見を持っておるか、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(中村重君) 自動車税の改正の問題につきましては、關係の地方自治庁と立案中についてはいろいろ意見を申上げて御相談をして参つたわけでございまして、その結果現在提案されておるような案になつたわけでございまして、そこで結果はさうでございますが、運輸省独自の意見を言えと言われますれば、御質問の外形標準課税をバスだけに残したということについては、何とかトラック、タクシー、ハイヤー並みに所得課税に直してもらえないかというのを要望して参つたわけでございまして、と申しますのは、事業自体が非常に経営上悪い状態にあるということも勿論であります。運賃の原価計算の中に外形標準課税として地方税を織込んで運賃をきめるといふ建前では、もう押切れなくなつたやうな状態になつております。ということは、一般の低物価政策の見地からも、又利用者の負担力の限度という点から考へま

い、こういうふうな考えております。
○小林武治君　そうすると、現在の段階においてはバスとその他のものの運賃の実施において差違があるという事は御承知なされておるわけですか。

○政府委員(中村豊君)　正確に申し上げますれば、確定額が現在施行されておりますのはバスとタクシーと、タクシーはメーターでありますから、それと自動車の運送事業に非常に近い、そして外形標準から所得課税に今度直して頂いた通運事業、こういうものは確定額によつておるものでございます。トラックだけは今そういう準備期間にあるわけでございます。

○小林武治君　それはいつ頃になるかわかりませんが、実施は。
○政府委員(中村豊君)　それは全国一斉にやることは実情に合いません。で、早いものはこの六月から、遅いものも年内には確定額に持つて行こうと、そういうふうな今業界にも呼びかけてそういう指導をしておるわけでございます。

○小林武治君　その点はまあその程度にいたしまして、もう一点伺つておきたいのでありますが、いつもバスに観光バスというものがあつて、この自動車税が他のバスに比べて相当高額になつておる。私はこれは或る程度当然であつていいと思う。というのは、これはまあ非常に素朴な感情であります。が、何かこう賢沢、或いはあの車体を見て特別な車体を使つておる。従つてこれらは相当な担税力がある、或いは場合によると贅沢だ、こういうふうな感じを世間でも持つておる。従つて他のバスより高くてもいいというふう

に私は考えておるのであります。最近におきましては観光バスの料金は高過ぎる、自動車税が高過ぎるというところが頻りに言われておるのであります。その点については自動車局はどういうふうな思つておられますか。

○政府委員(中村豊君)　一般論としては普通の乗合バスよりも観光バスが多量に高いことは、御承知のこととまあ常識的に止むを得ないことであらうと思つておる。それで現行のバスが一万四千円、それから観光バスが二万五千円でございますが、それぐらいの差があることはまあ、妥当である、かように思つておる。

○小林武治君　これは私も税金の立場から直接申上げる筋じやないと思うのでありますが、私は、今のような観光バスというふうなものに或る程度の担税力を持たしてもいい、又その奨励すべきものかどうかということについても疑問を持つておるのであります。が、余分なことを申上げますれば、ああいうものはやはり定期のバス会社ができるだけこれを兼営するというふうな方法で行くと、私は自動車の経営上もむしろ経済的に行きやせんか。ふだんは定期バスに使う、必要によつて貸行けば、私は観光バスと普通のバスとの間に自動車税の差違を設けるといふふうな必要はなくなるのじやないかと、こういうふうな思ふのであります。

が、運輸省においてはその観光バスだけの会社を多く許可されておる。特に東京等においては私は必要があるかも知れませんが、地方の小都市等におきましては定期バスのほかに観光バスを許可されておる。非常に不経済に

思われるのであります。その点私は自動車事業の許可と申しますか、その政策の上において如何かというふうな思われる。即ち今のようバスに兼営にすれば、私は観光バスに特に高い自動車税を課する必要はないというふうな思ふのであります。その点はどういうふうにお考えになつておるか、伺つておきたい。

○政府委員(中村豊君)　御説のごとく観光バスは一般乗合バス事業者に兼営させるのが最も望ましい形でございます。従いまして、大部分はそのような形でお認めしておるわけでございます。で、一般乗合バス事業者が観光バスを兼営しない会社は殆んどないはずでございます。ただ、それだけで全部完了か、もう十分かどうかという問題でございます。ところが、非常に観光バスだけを専業にしたいという事業の申請がたぐさん参つておるわけでございます。そういうものとそれに対して、道路運送法の免許基準に従つて需要供給の関係を見たり、或いは資力、信用の関係を、法律で期待した資格要件基準に適合するものはこれを免許しなければならぬというところになつております。で、或る程度はつと新しい事業者をお認めしておるわけでございます。それはバス事業者を優先的に扱つて、それが全部済んでなお不足する部分について事業者をお認めしておる、こういうわけでございます。その場合に、そのような新しい事業者の申請をいろいろと理由をつけて押さへるという事は、まあ既存事業者を擁護する、擁護に偏し過ぎるという非難もございまして、又国民の事業を開始するという自由と申しますか、そういうものを、法律に

認められる範囲においてはそれを満たしてやる必要もあるというふうにも考へられます。大体自動車運送事業に關する免許のやり方が非常に厳格過ぎる、国民の營業の意欲を抑へ過ぎるというふうなお叱りたたび、国会からも受けておりましたので、そういうふうな見地から、免許基準に適合する限りはお許ししていただくわけでございます。そういうために新規事業者が相当殖えたわけでございます。ただ今後の問題はどうかと申しますと、つまり一般の情勢においては、そのような建前で新規事業者も必要なもの、又資格のあるものは認めて行くべきであるのでございます。が、今後の問題といたしましては、新しい燃料事情、石油事情という観点、全く別の角度からもう一度これからは検討し直さなければいかんじやないか、かように考えられますので、観光バスについては今後審査を厳重にするようにということと最近通牒を出したような次第でございます。

○小林武治君　私は一定の基準に合えば許可しなければならぬというのは、これはアメリカの占領政策の一つの遺物であつて、こういう規定がほうほうにあるので、これは或る程度直したらいいというふうには考えております。而して今のお話のように自動車の燃料事情が窮乏になつておるのに、ああいうふうな専門のバス会社に観光バスを許すという事は非常に私は不経済なことである。こういうふうな思つておるのであります。実は地方の都市ではそういう問題が非常にあつて、そうしてふだんはバスが寝ておる、そうして一方定期会社のほうは足

りない、こういうふうな状態をしばしば私も見受けしておる。従つて私は今申すように一定の基準に合つたら許さなければならぬというふうなアメリカ的の遺物というものは、或る程度一つこの際直して行つたほうがよろう、これは政府全体の問題であります。が、直したほうがよろう。それから今のよう自動車運送の運賃として十分注意をしたらよろう。又それでなければ、私も観光バスを特別扱いをして税金をたくさんとるといふこともこれは否定し得ない事実であるというふうな考えておるのであります。余分なことかも知れませんが、これは地方税の關係から私は運輸當局にさような私どもの今後の要望を一つ申上げておきたいと思つておる。自動車局長に対しては、私はこれで質問を打ち切ります。

○伊能繁次郎君　今の小林委員の質問に關連して伺いたいのですが、今自動車局長と税務部長のお話を両方伺つておきますと、自動車交通事業というものの對する基本的な考え方が少し政府部内でびつたりしてないのじやないかという感じを受けるのですが、この点について私は税というだけのものではなく、自動車交通事業というものはどうあるべきか、それから税はどういうふうにとらるべきかという点について、政府部内でも少し明確な一致した御見解が欲しいと考えておるのです。実は塚田長官はお忘れかと思つて、すが、私は先般本件について長官、鈴木次長、奥野税務部長お三方のほうに陳情に伺つたことがあるのであります。今回の政府原案の自動車税の値上

は余りにきつ過ぎるということで緩和方を陳情に参りました際に、政府としてはこれ以上減額することは不可能である、併し自動車交通事業というものは免許事業であつて、運賃についても免許を受けるので、只今小林委員から御指摘になられたバス事業については、昭和二十六年八月以来一度も運賃の値上はしてないのです、それは政府の低物価政策の一環としてそうされておるのですが、そういう点についても政府としては十分のお考えがあつてのことであらうかという私はお尋ねをしたのですが、それは運輸省のやり方で、私のほうは税金のほうをとればいいのですが、運輸省へ行つて運賃を値上をして頂いたら如何ですかというお答えがあつたことを、長官お忘れになつておられるだらうと思つたのですが、そういう問題について今回の一兆円の予算の方針並びに政府全体としての低物価政策の問題と自動車交通事業が大量に直結した免許事業であるという点について、昨年の八月以来一千万円の自動車税が五万円にも六万円にもなるというふうなことに、この政府の御見解を私は伺いたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 伊能さんのお話は事業税の外形課税を中心にして……。

○伊能繁次郎君 いや全般です。

○政府委員(奥野誠亮君) 中心にしてお話になつたといひますならば、法律で課税方式が定められておるもので、売上金額のうち一・六%の事業税を支払ふものとして定められておるかと思つておられます。又法律でそう定められております以上は、税金をきめる際にそのように当然主管官庁において

決定されなければならないものだと思います。自動車税の問題につきましても、この法律が成立いたしましたならば、自動車税が増税されることになり、将来において税金が再検討されます際に、自動車税はこれだけ高くなつたものとして主管官庁において当然計算されなければならない、かように考へておるわけでございます。

○伊能繁次郎君 併し昨年の八月の増税、今回の増税においても政府としては只今自動車局長のお話のように、低物価政策の一環として運賃はできるだけ上げない、又運賃を値上げする際にも税の面まではとても大衆負担からいって考へ切れないうちにお答えがあつたのですが、それについてはどういうお考えですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 税金が定められます際には当然原則計算が行われなければならないと思つたのですが、ただ公益事業であります、正しく行なつておられますものの利潤を先にこれだけ保証するといふわけに参らないのが一般の例ではないだらうかというふうな思つておるのであります。ただそれだけ或いは自動車税その他の関係において値上げて来るかも知れません。併しそのことは合理化の面において吸収してもらひにやならん、或いは利潤が切り下げられにやならないとか、或いは全体的に利用回数が多くなることによつて吸収されるのではなからうか、いろいろな見地が持ち込まれると思つたのであります、主管官庁においては総合的に考へて、自動車税が上つても現行の税金が維持されるべきではないかというふうな判断からなされたんではないかというふうな考へておられます。

公益事業でありますだけに料金統制が行われておる。料金統制が行われておるから地方税の關係につきましても、事業税等につきましても変つたやり方で行われておるというふうな御了承を願ひたいと思つておられます。

○伊能繁次郎君 今のお話は私御意見として伺つて、了承できないのです、が、外形標準課税の問題について最前から小林委員から御質問がありまして、私はこの点については明らかに運輸省を地方自治庁との自動車事業に対する御見解が違ふような感じを受けておられますが、もう一遍その点についてお答えを願ひたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 運輸省との間について特に考へ方が變つておるというこゝとはないんじやないかと思つた。ただ地方税法の改正を考へます際に、運輸省といたしましては運送事業全体に対する事業税の外形課税をやめてもらひたい、こういう希望がござりました。私たちは税の理論なり或いは地方財政の現況なりから考へまして、むしろ運送事業全体に対しては外形課税を継続して行きたい、少くともその附加価値税を実施しないならば、これに代るものの外形課税の基準は残して行きたい、むしろこれは拡げて行きたいと考へておるのであります。この兩者の考へ方がまあ結局中間的な線と申しますか、きめられた税金が戦後厳格に守られておるものだけに範囲を狭めて残すといふふうになつたわけでありまして、これは別に自動車事業そのものに對する考へ方の相違ではないのであつて、率直に申しますれば、業者の負担が軽くなるか重くなるかということが運輸省としては非常に重大な問

題であつたかも知れません。併し私たちとしては税金がきめられる場合には、その中に地方税負担を的確に考へて行つてもらひたいという希望を持つておつたわけでありまして、自動車事業そのものに對する考へ方の相違ではなからうと、こういうふうな思つております。

○伊能繁次郎君 最前トラック事業とバス事業とについて、事業の運営について違いがある。又運賃徴収上同じ確定運賃でも違いがあるという御意見だつたのですが、これは違ひはないという自動車局長の御意見で明らかになつたのですが、そうすると、自動車交通事業自体から行けばバス、トラック、タクシー、ハイヤーというものはいずれも税は税法上において区別すべき事由が乏しいように思ふのですが、特にどうしてもバス事業だけについて、殊に最前小林委員からお話がありました貸切事業、これは定路線でも何でもありません。こういうものについてまで同じような外形標準課税を適用するといふことは、定路線事業のことを主として最前強調されましたが、貸切事業については問題はないという議論が出たのでありますが、私どもは本質的には自動車交通事業というもののについてはどうもバス、トラック、タクシー、ハイヤー運送事業を税法上その他の問題についても政府として区別する事由が乏しいように思ふのですが、どうしても特に区別をしなければならんという理由について伺いたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一点の問題の定額運賃のきめ方については差違がないと運輸省が言つておるじやないかという点でございますが、この点につきましても先ほど申上げておられますように、バス事業の場合にはそのきめられた税金が的確に守られ、トラックの場合におきましては競争關係が非常に激しいのであつて、だからこそ又運輸省では近く定額運賃を最高、最低運賃制に改めたい、こういうふうな考へ方を持つておられるというふうな承わつておるのであります。そのこと自体がやはり実質的に相違がないということをお認めになつておるんじやないかというふうな思つておられます。

第二には、通運その他についても外形課税を拡げるべきじやないかという御質問であります。私たちはこの外形課税をできればもつと拡げたいのであります。拡げたいのであります、運輸省との話合ひの過程におきまして、特にバス事業に限定をし、そして又鉄軌道との均衡を保つように考へておるわけでありまして。

第三は、貸切旅客事業を特に外形課税の範疇に入れることは適當でないというお話でございますが、現在一般貸切旅客事業を行なつておられますもの、八〇%までが一般乗合旅客事業を行なつておられますので、一般乗合旅客事業に外形課税を適用いたします以上は、むしろ全体の運送事業に外形課税を適用したいと考へておるものでありますから、これにも外形課税の方針を適用するといふことにはいたしたいと思つておるわけでございます。

○伊能繁次郎君 私は公平にやるべきだといふ意見を言つておるのであります、拡げろといふ意見を申したのであるではないのであります、折角政府が外形標準課税を所得課税に変えようと思つて自動車交通事業についての改正

……。

……。

……。

……。

……。

のようにメーターで明確に守られている。トラックについては定路線事業は明確に守られておる。而も最前自動車局長のお話の中に将来の問題として、六月からは確定運賃を実施する、こういう意見で税務部長のお話のように最低、最高運賃でやるという意見ではなないように伺っておりますが、その辺のところはどうも私自身としても納得が行かないと思います。今日は總括的質問でありますけれども、小林委員から自動車局長について御質問があったものですから、関連して私それだけお尋ねして、詳細に亘つては別の機会にお尋ねいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 自動車事業全体について公平にやるべきだという御意見御尤もな御意見だと思えます。ただ私のほうで考えておりますのは、同じような自動車事業でありまして、その中にはいろいろな種類があるのではないだろうか。いろいろな種類に分けた場合に、その種類相互間において必ずしも競争関係に立たないのではないか。競争関係に立たないのならば、そのうちの特例のものについては事業税の課税方式を変えても必ずしも事業相互間の不均衡な取扱をしたというようなことにはならないのではないかと、こういうような、考えを以て一般乗合事業を中心にして外形課税を適用するようにしたわけであります。

○説明員(向井重郷君) 本日港灣局長が都合悪く欠席しておりますので、代つて申し上げます。只今の御質問に對しましては、特別に保護という点については何であります。現在我が国の港灣のうち特に一万トンの岸壁というようなもの、が非常に不足しておりますので、その整備を公共事業費を使ひましてやつておるわけでございます。岸壁が整備いたしましたしても、結局それに附随するところの荷役機械、倉庫というものが追隨いたしませんと、岸壁の効力が發揮できないわけであります。それから貿易政策という大きな点からこれを考へて見ましても、岸壁を整備し、又

倉庫、荷役機械というものを整備いたしました。ボート・チャージ・マネーを節約し、更に積極的にそれを稼いで行くというようなことが刻下重要な問題ではなからうかと思ひまして、特に港湾における一万トン岸壁の整備という問題と並行いたしましたので、その地帯の倉庫を今後建設し、又設備も近代化し完備するという線を進みたい、かように考えておるわけであります。

○小林武治君　倉庫は現在免許事業でないと思うし、又これは公益事業であるとも思わない。ところが倉庫事業というものは他の事業と違つて資本が殆んど固定しておる。倉庫というものが一切の営業の手段である。従つて他の事業のように運転資金、固定資産とい

のために伺いたい。

○説明員(向井重郷君) 倉庫は自動車運送事業或いは鉄道事業のように免許事業という形態はとっておりません。倉庫業法という法律がありまして、出入をすれば勝手に経営を営めるという事業でございます。ただ何が故にそうなつておるかということにつきましては、倉庫は自動車事業というようなものとは異なりまして、当初の設備資金に、倉庫に余計な資金を固定してしまひますために、そう簡単に始められる事業でありませんので、一応現在の点で免許事業はやつて行けないというわけなのでございます。ただ事業の性格から

いたしますと、海陸輸送の接点に位置しております。奥地倉庫につきましても、鉄道輸送の中継点に多く位置しております。又鉄道と自動車との輸送の接点に位置するというような中継的な倉庫が非常に多いわけでございます。倉庫は子の主要機能は保管事業であり、それから又倉庫証券を発行いたしましたりして、売買的な機能でございまして、或いは又金融的な機能でございすとか、いろいろな機能を営んでおりますが、その中で占める輸送上の機能というものが最も大きいものでございます。そういうような意味合いからいたしまして、倉庫業は公益事業と言ひ切ることとはできないと思ひますが、最もそれに近い公益的事業ということが当

問の第二点にございました固定資産税
その他について特別の扱いをする必要
があるかどうかという点でございます
が、この点につきましては、在来自治
庁のほうとしばしば話を進めて参つた
問題でございますが、業界全体から
見ましても、なお機が熟しませんでした
でしたか、今回の原案ではさような特
別扱いではなく進んでおるわけござい
ます。併しながらこの機会に私どもが
考ええておることを申上げさせて頂き
まするならば、只今御質問の趣旨にも
ありましたように、公益的な事業であ
ると同時に、特に港湾地帯における一
万トン岸壁の整備に伴い、その岸壁に

附隨して建築する倉庫は、これは事業の採算というものを無視しても業者は建設しなければならぬというような使命を帯びております。そういうような倉庫についてはまさに公益的というような表現でなく、公益事業としての色彩を与えても差支えないのではないかと考えられるわけでございます。これは丁度植林事業などと同じく相当長期に亘つての事業の見通しを持たないと進出できない事業でございます。そういうような意味からして、特に建設資金に多額の資本を要する倉庫事業につきましては、固定資産税或いは不動産の取得税というようなものは相当の減免の措置を講じて頂いたら一番結構なことではなからうかと思ひます。特に

共存共栄を図るという意味合いからいたしまして、然るべき御措置を願へれば結構でございます。こういう工合に考えておる次第でございます。

○小林武治君 私はまだ税金のこともさることながら、税金に来る前に何らかの手段をとっておられるか、保護の手段をとっておるのですかということをお伺いしたい。

○説明員（向井重郷君） これにつきましては、その前の手段として考えられますことは、先ず第一に免許事業としていろいろ競争相手をなくなして行くというようなこととか、或いは又先ほど来自動車運送事業について問題に

なっております。たうな料金の問題でございすが、免許事業という問題につきましては、先ほどお答え申し上げます通りであります。又料金の問題につきまして、これは現在倉庫業法によりまして基準保管料という制度をとっておりますので、一定のこれは物差に過ぎないのであります。その物差に照して料金をきめて屈出をして来るわけでありす。この基準保管料というものがある。この基準保管料というものが原価計算を基礎にいたしました物差であります。それよりも著しく高物差であります。それよりも著しく高いとか著しく低いとかいうような事項のない限りそれを認めているわけなんです。でございます。その中には適正な利潤で、その他は十分に含まれておるわけでございす。

業の一種に入るわけでありませう。特に食糧とかいろいろ、国民生活の必需品を収納しておることが非常に多いものでございませうから、そのとき々の状況に応じて料金を左右して、そうしてこれを荷主に転嫁して行くというようなことは、非常にむずかしいわけでありませう。そういうような意味合いにおきまして、なか／＼料金政策の面から倉庫の育成を図るというようなことも困難であります。この税金に來る前における保護策というものにつきましては、只今のところ特別の手段というようなものを使つてはいないわけでございますし、又倉庫業法も助成法規的な意味合いのものは含んでおりません。

○小林武治君 今の問題について自治庁に伺つておきたいのでありますが、運輸省の御意見は今お聞きした通り、只今私ども例えば輸出入貿易に專用される倉庫というようなものにつきまして、何らかの措置をとることによつて輸出入の振興というものにも或る程度役に立つと、こういうふうに思うのでありますが、この倉庫の課税問題につきましての自治庁の考え方を一つ伺つておきたいのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 運輸省から倉庫に対する固定資産税を軽減するようという要請はたび／＼承つております。ただ自治庁としてたび／＼申上げておりますように、固定資産税の中で特権階級をできる限り作りたくない、やはり類似のケースが非常に多いものでありますので、特別な国の助成は補助金交付なり、低利の金融なり、何かそつちの面をやつて頂けないかと、こういう考え方を持ち續けておるわけでありませう。

○小林武治君 今の点私はその趣旨を貫くならいいが、例えば電氣の設備等については特別な措置をとられておる。そのやり方がいいとは思いませんが、これは例があると思うのでありますが、これは何かその特別に倉庫につきましても、私は同じようなことが、例えば輸出入貿易ということの経費の節減ということについては当面の課題としても私は考えてもいいのじやないかと思うのですが、みんな同じような扱いをするなら私もそれもいいと思うのでありますが、電氣の問題は如何でございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど申し上げましたように、特権階級を作ることによつて類似のケースとの均衡を欠いて行く。併しその均衡を欠かないで特別な措置ができる場合もあらうかと思ふのでありまして、そういう意味合いで御指摘のような電氣などについてこのような措置をとつて參つております。ただ倉庫につきましては、單に倉庫業の持つております倉庫に限りませず、一般の工場等におきましても、みんな倉庫を持つてゐるわけでありませう。これらの関連をどう処理するかというところが非常にむずかしい問題でございませう。殊に倉庫業につきましては、先ほど小林さんが御指摘になりましたように、まだ国としてとるべき措置というものが地方税の問題以上にたくさんあるのじやないか、そちらの問題が先に解決されなければならぬという氣持を抱いておるのでございませう。

(委員長退席、理事堀末治君着席)

○小林武治君 もう結構です。

○理事(堀末治君) それでは午前はこれで休憩いたします。

なお、連合委員会は一時半から開会いたしますが、幸いに連合委員会が早く済むようでしたら、あとこの委員会を継続したいと思ひます。

午後零時四十一分休憩

(休憩後開会に至らなかつた)